

愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果

【令和6年度】

愛媛県出資法人経営評価専門委員会

1 令和6年度経営評価の進め方

「愛媛県出資法人経営評価指針」（以下「指針」という。）に基づき、経営評価検証シートをもとに、20の出資法人（※）及び県所管課による自己点検評価（1次評価）を踏まえ、必要に応じて出資法人及び県所管課に対してヒアリングを実施した上で、当委員会による外部評価（2次評価）を実施した。

（※）（一財）愛媛県廃棄物処理センターについては、令和5年2月に清算終了しており、今年度から経営評価の対象外となる。
 なお、本総括資料の令和4年度及び令和5年度の数値は、同法人を除いたものとしている。

《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
令和6年 6～7月	出資法人・県所管課による1次評価の実施	
10月11日	第1回経営評価専門委員会	・6年度の経営評価の進め方等について ・1次評価の結果確認
	打合せ会	ヒアリング対象法人の選定
11月18日	ヒアリング	（公財）松山観光コンベンション協会
11月19日	ヒアリング	（公財）愛媛県国際交流協会
令和7年 2月4日	第2回経営評価専門委員会	2次評価案の審議
3月	2次評価及び経営評価結果の公表	

2 基本的取組事項

指針に定める基本的取組事項に対する評価の総括は、次のとおりである。

（1）出資法人の自主性・自律性の向上

① 組織体制の見直し

ガバナンスの効いた組織体制を構築し、役員の上級マネジメントにより組織のビジョンと戦略を示すためにも、理事会や評議員会は、可能な限り対面による開催方式が望ましく、書面開催とする場合でも、役員に案件の事前説明を行うなど、適切な法人運営が図られるよう努める必要がある。

令和5年度における役員会の開催状況について、開催回数は3回、4回、6回以上が20法人中各5法人となっており、開催方式は、「対面と書面」で開催している法人が20法人中14法人と最も多くなっている。

評議員会の開催状況については、開催回数は2回が評議員設置法人14法人中5法人と最も多くなっており、開催方式は、「全て対面」及び「対面と書面」で開催している法人が各7法人となっている。また、令和4年度は開催方式が「全て書面」の法人が1法人あったが、令和5年度はなくなっている。

(単位：法人)

		4年度	5年度	増減 (4年度→5年度)
役員会	6回以上	6	5	△1
	5回	3	4	+1
	4回	4	5	+1
	3回	4	5	+1
	2回	3	1	△2
評議員会	4回以上	2	3	+1
	3回	3	4	+1
	2回	8	5	△3
	1回	1	2	+1

(単位：法人)

		4年度	5年度	増減 (4年度→5年度)
役員会	全て対面	3	4	+1
	対面とリモート	1	1	0
	対面と書面とリモート	3	0	△3
	対面と書面	12	14	+2
	全てリモート	1	1	0
	全て書面	0	0	0
評議員会	全て対面	3	7	+4
	対面とリモート	1	0	△1
	対面と書面	9	7	△2
	全てリモート	0	0	0
	全て書面	1	0	△1

② 経営基盤の充実・強化

ア 経営状況

令和5年度決算で赤字を計上した出資法人は9法人と、前年度より4法人増加し、赤字額合計は前年度より455千円増の65,695千円となった。これは、人件費や物価の高騰により、支出増の法人が増加したことなどによるものである。

このうち、単年度の赤字額が1千万円を超える法人は、昨年度に引き続き、(公財)愛媛県文化振興財団と(公財)えひめ海づくり基金の2法人となっており、これらの法人にあっては、中長期的に安定した法人運営が確保されるよう、事業規模や内容の中長期的な見通しについて抜本的に検討を行い、経営基盤の強化に取り組むことが求められる。

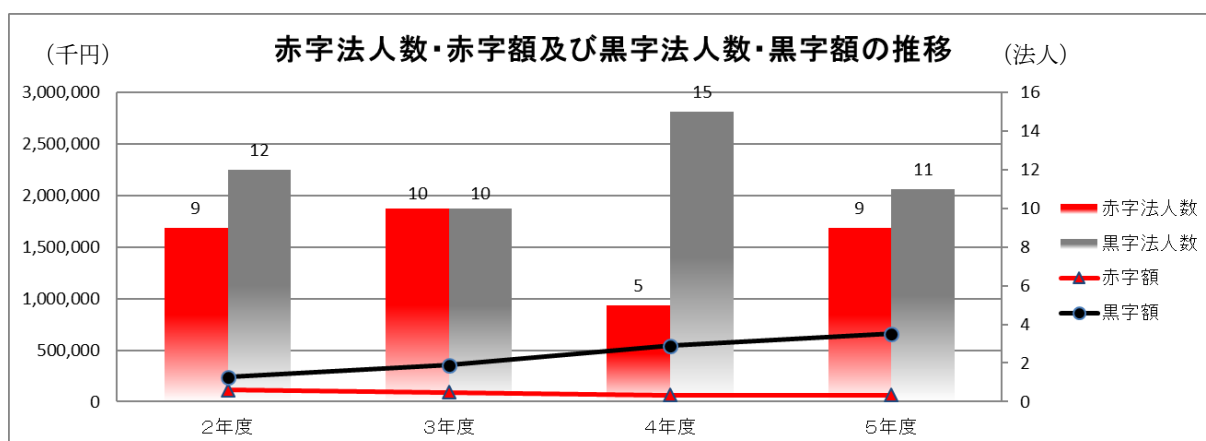
一方、黒字を計上した出資法人は11法人と前年度から4法人減少したものの、黒字額合計は前年度から114,335千円増の657,552千円となった。これは、松山空港

ビル(株)において、国際線の増便等による売店の売上や航空会社からの施設・設備の使用料が増加したことなどによるものである。なお、単年度の黒字額が1千万円を超える法人は5法人となっている。

また、令和5年度は、(公財)愛媛県国際交流協会では、地域日本語教育事業や日本語学習支援事業において、試行的に市町や企業等から講師等に係る経費の一部を負担金として徴収し、新たな財源の確保に努めながら事業を実施したほか、(公財)えひめ産業振興財団では、特定資産の一部を定期預金から有価証券による運用へシフトし、特定資産運用益の増加を図るなど、各法人において、社会経済情勢に適合した新たな取組みが展開されている。

(単位：法人、千円)

		2年度	3年度	4年度	5年度	増減 (4年度→5年度)
赤字	赤字法人数	9	11	5	9	4 (80.0%増)
	赤字額	△112,571	△94,777	△65,240	△65,695	+455 (0.7%増)
黒字	黒字法人数	12	10	15	11	△4 (26.7%減)
	黒字額	238,284	353,935	543,217	657,552	+114,335 (17.4%増)



(注) 赤字は、財団法人又は社団法人については当期経常増減額がマイナスを計上したもの、社会福祉法人については、当期活動経常収支差額がマイナスを計上したもの、会社法法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握

イ 収支構造の改善

財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定及び「公益社団法人及び公益財団法人に関する法律」の趣旨に従い、法人自らの責任において適正な基本金(基本財産)の管理運用を行うことが求められているが、低金利の影響により、各出資法人とも収入確保に苦慮しているところであり、特定資産の取崩しによる対応が必要となるなど、将来の法人運営が不安定になるおそれがある。

このため、基本金(基本財産)の運用方法の見直しのほか、収支構造の改善に資する取組みが必要であり、収益事業の展開や利用者負担の導入・拡大も含め、幅広い検討が求められる。

また、基本金(基本財産)には県の出資金や出えん金など公金が含まれており、不適切な運用により棄損することがないように、引き続き、法人のしっかりとしたガバナンスと適切な情報開示の確保が必要である。

③ 役職員数及び給与制度の見直し

令和4年度から令和5年度にかけ、評議員数は全法人で増減なし、役員数は3法人で各1人増加となった。

職員数は全体で3人の減少となっており、内訳としては、松山空港ビル(株)で国際線の運航再開等に伴う業務量増加に対する職員の採用による3人増加をはじめ、5法人で7人増加となった一方、愛媛県土地開発公社で受託事業量に応じた人員配置の見直し等による5人減少など、6法人で10人減少となった。

役職員数については、引き続き、経営責任の明確化や人件費適正化等の観点から、法人の事業規模等に応じたものとなるよう適正化を図る必要がある。

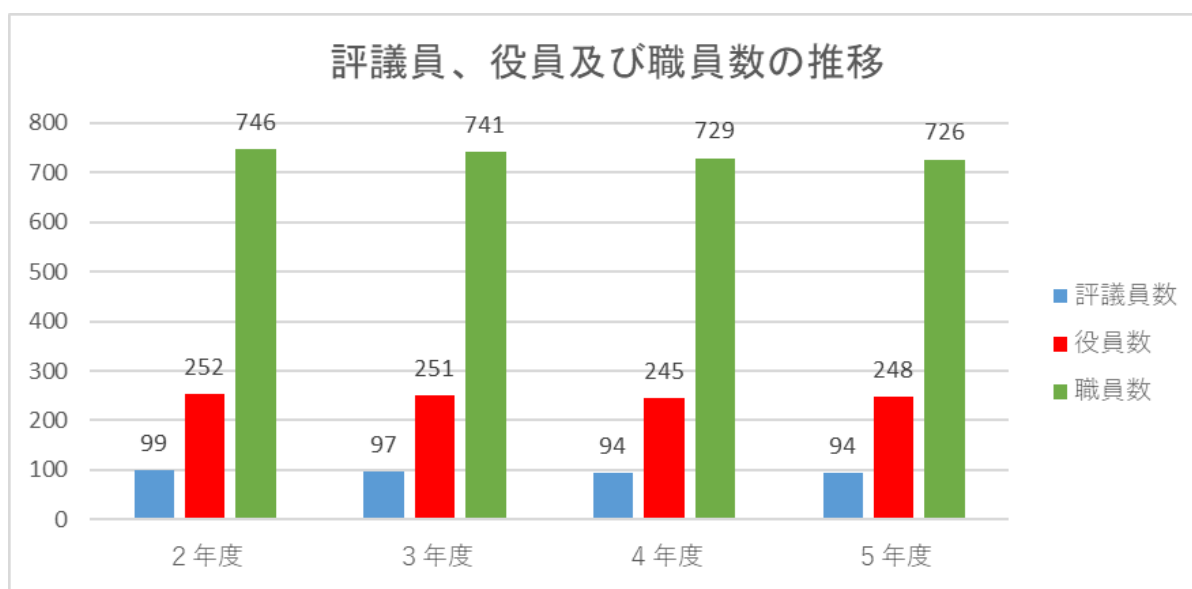
また、出向社員を廃止したり、臨時職員を育成し、プロパー職員として採用するなど、自律的な組織体制の強化に努めた法人があるほか、給料表の改定及び非正規職員の給与改善など、職員の処遇改善に取り組んだ法人もある。

引き続き、業績や現場の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善に取り組む必要がある。

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	増減 (4年度→5年度)
評議員数	99	97	94	94	0 —
役員数	252	251	245	248	+3 (1.2%増)
職員数	746	741	729	726	△3 (0.4%減)

(単位：人)



- 1 役員数には監事、監査役を含む
- 2 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む
- 3 役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上

(2) 県の関与の適正化

① 財政的関与の見直し

令和5年度の県補助金・負担金は、前年度と比べて、50,260千円増加の411,324千円となった。これは、松山空港ビル(株)において、国際線の増便に伴い増加した同法

人による空港施設使用料の助成等に対する県からの補助金が増加したことなどが主な要因である。引き続き、県の財政負担の軽減や、出資法人の自主性・自立性の向上を図るためにも、全体として、縮減に向けて取り組む必要がある。

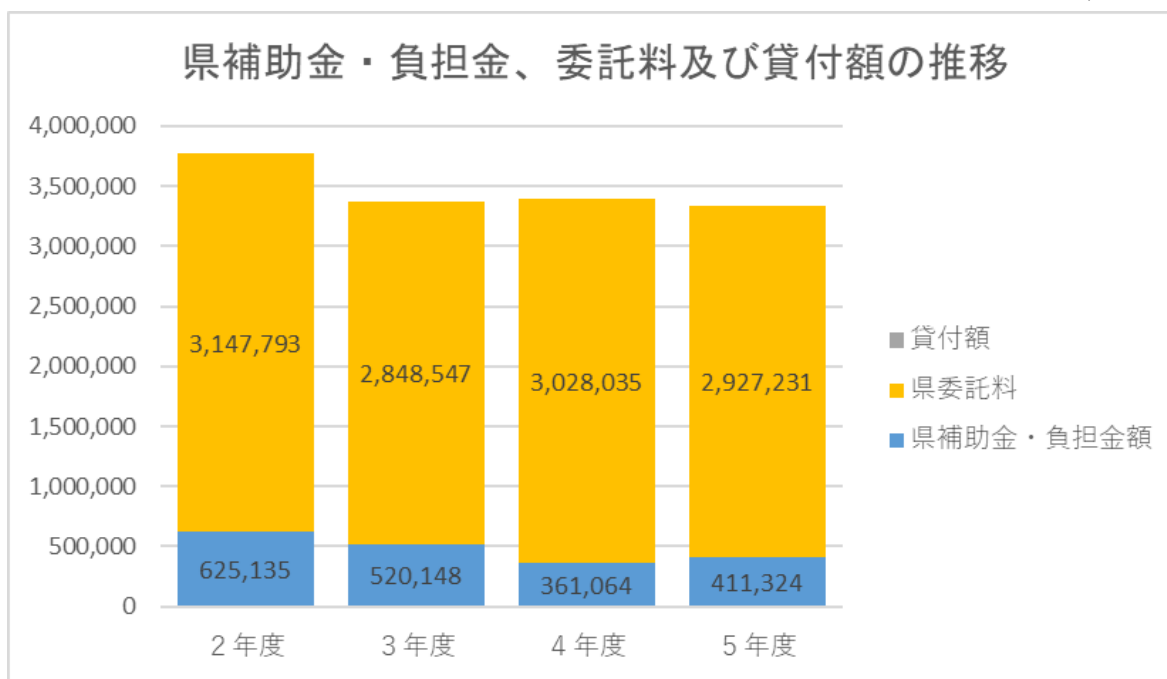
県委託料は、前年度と比べて、100,804 千円減少し 2,927,231 千円となった。これは、指定管理施設の修繕等の減少や、法人が実施する既存事業の終了等により委託料が減少したためである。一方で、人件費や物価の高騰、施設老朽化に伴う維持管理費の増加等による必要経費の増加が想定されることから、引き続き、安定的な法人の運営ができるよう計画的に事業内容等の見直しを進めていくことが求められる。

県の財政的関与については、今後も、事業規模に応じた適正化に努めるとともに、県以外の国・団体等の助成制度の活用などにより、県の財政負担の軽減に努める必要がある。

(単位:千円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	増減 (4 年度→5 年度)
県補助金 ・負担金額	625,135	520,148	361,064	411,324	+50,260 (13.9%増)
県委託料	3,147,793	2,848,547	3,028,035	2,927,231	△100,804 (3.3%減)
貸付額	0	0	0	0	0 —
計	3,772,928	3,368,695	3,389,099	3,338,555	△50,544 (1.5%減)

(単位:千円)



② 人的関与の見直し

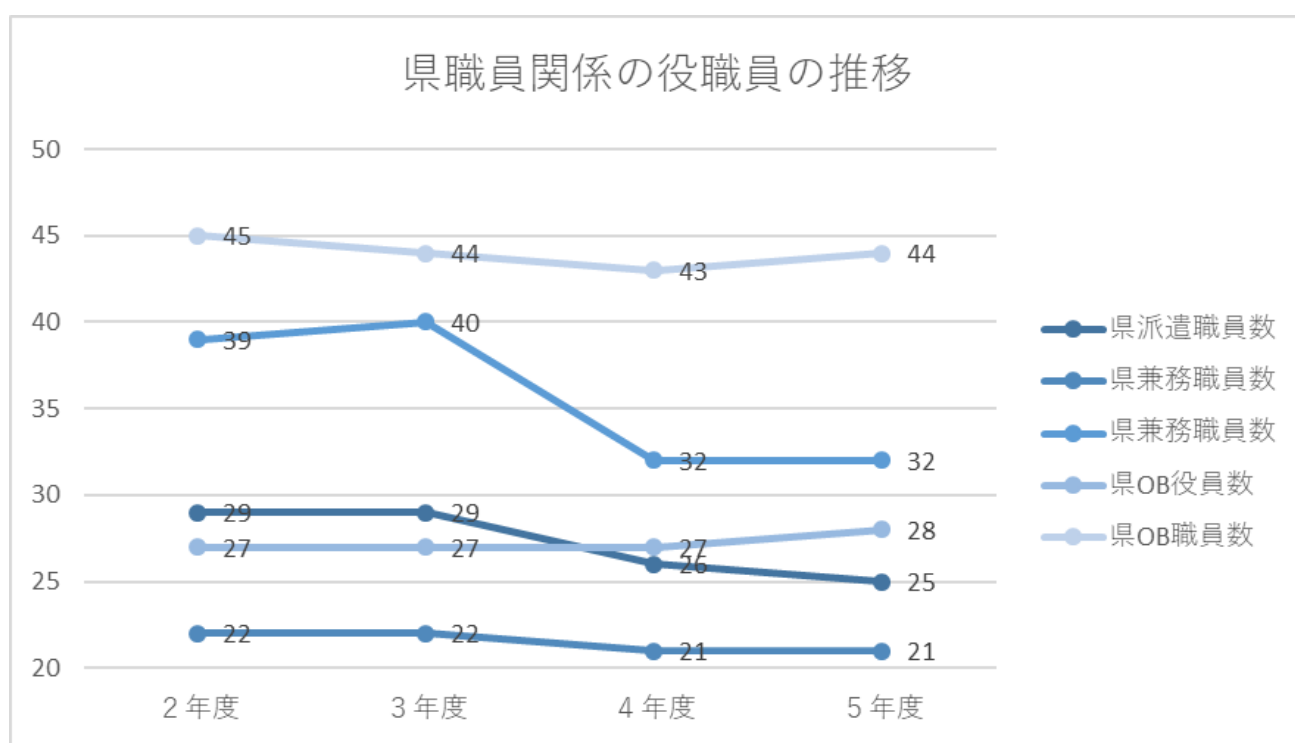
令和4年度から令和5年度にかけ、県派遣職員数は愛媛県土地開発公社で1人減、県OB役員数は松山観光港ターミナル(株)で1人増、県OB職員数は(公財)愛媛県スポーツ振興事業団で1人増、県兼務役員数、県兼務職員数については変動がなかった。

今後も県による人的関与は、県兼務職員数、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら、最小限に留める必要がある。

(単位：人)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	増減 (4 年度→5 年度)
県派遣職員数	29	29	26	25	△ 1
県兼務役員数 (特別職を含む。)	22	22	21	21	0
県兼務職員数	39	40	32	32	0
県OB役員数	27	27	27	28	1
県OB職員数	45	44	43	44	1

(単位：人)



(3) 法人情報等の積極的な開示等

全ての出資法人でホームページを開設しているほか、広報誌やSNS、マスコミへのプレスリリース等により、法人が果たす役割や取組みの内容等について、県民に積極的なアピールを行っている法人もある。引き続き、更なる認知度向上を図るため、SNSの有効活用のほか、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信を行うことで、県民の理解と信頼を得られるよう努める必要がある。

また、出資法人は、公共性の高い事業を担い、その財政基盤が県民の負担の上に成り立っていることなどを踏まえ、法人の経営状況を県民に正確に伝えるためにも、事業報告書等の記載内容について、より県民に分かりやすく丁寧な説明となるよう努める必要がある。

3 県出資法人が抱える課題と令和7年度以降の経営評価の在り方

人件費や物価の高騰が継続していることから、安定的な法人運営が可能となるよう効率的な事業執行に取り組むことが重要である。

また、令和7年4月から公益法人制度が改正され、法人の自律的なガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう求められることから、改正内容に対応した適正な法人運営の確保に向けた取組みを実施する必要があるほか、財務規律の柔軟化が図られ、法人の設立趣旨に応じた機動的な取組みが可能となるため、中長期的な事業計画や経営方針の見直し等により、経営基盤の充実・強化や、持続可能な業務運営に繋げていくことが求められる。

基本財産の運用益が収入の大半を占める財団・社団法人においては、令和6年3月の金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除が決定され、令和7年1月には政策金利が0.5%に引き上げられたものの、法人の財産運用は依然として厳しい状況が続くことが予想されるため、資産運用に関する知識を身につけることにより、資産の運用方針等を適切に見直し、安定的に事業を継続していくための財源を確保する必要がある。ただし、基本財産には県の出資金や出えん金など公金が含まれていることを留意しなければならない。

情報発信の強化については、関係事業者等と連携した取組みや、ホームページ、SNS、マスコミなど様々な手段の活用のほか、デジタルマーケティング等の効果的な手法を活用しながら、引き続き、法人の認知度の向上や事業の周知に努め、施設利用者等の増加や、事業実績の拡大等に繋げていくことが求められる。

より機動的で効率的な経営手法で、行政の補完・代行機能を果たせる体制整備に向け、当委員会として今後も助言を行っていく必要がある。